

第 59 号

2021. 1. 20

日本歯科技工士連盟機関紙

れんめい

発行 日本歯科技工士連盟
東京都新宿区市谷左内町 21-5
歯科技工士会館内
発行人 石原 義博
編集 日本歯科技工士連盟

執行部提出の全議案が可決成立 2020 年度第 2 回評議員会

日本歯科技工士連盟(会長・杉岡範明)は、去る11月21日(土)、歯科技工士会館において2020年度第2回評議員会を開催した。新型コロナウイルス感染防止の観点から、今回も書面評決方式を採用しての開催となった。

開会に先立ち議長団の選出があり、石川功和評議員(東京)が議長に、河西武嗣評議員(神奈川)が副議長に選出された。

開会にあたり議長より、書面評決の返信が60名中56名からあった旨の報告がなされ、2020年度第2回評議員会の開会が宣言された。議事録署名人の選任は議長一任となり、鈴木隆夫評議員(東京)、野島正美評議員(埼玉)が指名された。会長挨拶は紙媒体での配付をもって代えられた。

その後、議長が議案審議に入る旨を議場に告げ、はじめに「第1号議案・2021年度活動方針承認をを求める件」について賛否数の確認を狩野真澄評議員(東京)ならびに原田昭博評議員(神奈川)及び事務局に求めた。評議員より郵送された書面評決書を集計した結果、書面評決返却数56名中55名の賛成により可決承認された。次いで「第2号議案・2021年度予算承認をを求める件」についての賛否数確認を行った結果、56名中56名の賛成により可決承認された。

引き続き議長が評議員会の表決方法を多岐にわ



たらせるための「第3号議案・日本歯科技工士連盟規約一部改正の件」に移る旨を議場に告げ、同様に評議員より郵送された書面評決書を集計した結果、書面評決返却数56名中54名の賛成により可決承認された。

その後、議長は協議事項に移る旨を議場に告げ、執行部に協議事項の提案を求めたが、執行部から

協議事項の提案はなされなかった。

報告事項は、杉岡会長から、当日配付資料にもとづく説明と、阿部副理事長から「2021年度組織活動交付金ならびに新卒者入会推進費の支給について」の報告が行われた。

最後に議長団より議事進行への協力御礼があり、全日程が終了した。

2020年度第2回評議員会 会長挨拶

日本歯科技工士連盟
会長 杉岡 範明

2020年度第2回評議員会開催にあたりご挨拶申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえて、本評議員会も前回に引き続き書面表決による議会となりました。評議員の皆様には、直接、口頭で意見交換できないもどかしさはあろうかと思いますが、医療技術者として、何より「命」を大切に組織運営に賛意を示していただき心からお礼申し上げます。

さて、前回の評議員会で任期満了に伴う役員選挙が行われ、四たび会長に選出いただきました。改めて、その重責に身が引き締まる思いです。私は、この6年間、国民歯科保健医療を支える歯科技工士が医療技術者として誇りを持って業務に従事し、そのことを社会が評価す

るように努めてきました。もちろん、その実現のためには歯科技工士に関わる経済課題、教育課題、及び委託の法令整備等の諸課題の解決を前進させなければなりません。また、その原動力には、中長期的な戦略と関係団体、行政、及び国会議員との信頼関係が不可欠だと思っています。そして、ようやくその取り組みが実を結ぼうとしていることから今回の立候補を決断しました。まさに、これまでの取り組みを無駄にすることなく着実に前進させることが、私の使命であると考えています。

折しも、日本歯科医師会は「2040年を見据えた歯科ビジョン -令和における歯科医療の姿-」を上梓し、今後の少子化と超高齢社会で歯科が担う新しい役割と責任を明確にし、2040年を見据

えた歯科医療のあるべき姿を示しています。私も外部委員として参加しましたが、その中に、「担い手(歯科衛生士・歯科技工士)の育成が進む環境整備」の項目を建て、両職種の人材確保及び人材育成に向けた早急な取り組みについて明記しています。特に、歯科技工士については若年層の離職と就業者の高齢化に触れて対策の必要性を示すなど、これまでにない取り組みが纏められています。

令和3年度の厚生労働省予算概算要求におけるテーマは「ウイズコロナ時代に対応した社会保障の構築」です。新型コロナウイルス感染症から国民の命や生活を守り、新たな日常を支える社会保障を構築することが謳われています。このように、社会状況は好むと好まざるに関わらず、刻々と変化しています。この状況に私たち歯科技工士も決して無縁ではなく、これを好機と捉え、組織一丸となって取り組まなければなりません。

コロナ禍の中で開催される本日の評議員会が、日本歯科技工士連盟にとってポストコロナ時代の新しい未来に向けた第1歩となるように願い、挨拶と致します。

事前質問要望事項・回答

《質問》活動方針大綱に「経済課題解決には、「制作技工に要する費用が担当者に正当に届くシステムの確立」が不可欠である。そのためには、製作技工に要する費用の概念を歯科医師と歯科技工士が共有し、医療保険範囲における歯科技工報酬の明確化に繋げなければならないことから、引き続き、最重要課題として取り組む。」とありますが、具体的にはどのようなシステムを考えておられるのでしょうか。

「原点を確認しながら」と言われるのであれば、日技役員の前輩諸氏が苦勞して成し得た「昭和63年発布の厚生省告示165号」で示されている製作技工に要する費用が、第74回代議員会（平成13年9月16日）において決議された「歯科技工報酬を歯科診療報酬点数表に点数として明示し、かつ歯科技工報酬が安定して供給されるシステムの構築を図ることを、ひろく社会に発信し、組織を挙げて取り組む」ことであろうと存じます。

厚生省・日本歯科医師会・日本歯科技工士会の三者が一度は合意した歯科技工料金の点数化を果たし、歯科技工報酬が支払基金や国保連合会等の第三者機関から支払われるシステムの構築（いわゆる直接請求）を図ることだと確信しております。

そのことが実現しない限り、将来的には歯科技工士不足に陥り、歯科技工報酬が高値安定になる可能性があることを日本歯科医師会、厚生労働省、歯科技工士に関する制度推進議員連盟の先生方に堂々と主張し、お願いするべきだと存じますが如何でしょうか。【宮崎：宮永評議員】

《回答》資料を調べたところ、確かに同年10月30日に当時の佐野会長から伊達忠一参議院議員宛てに「社会保険診療に関わる歯科技工料を歯科診療報酬点数表に点数として明示していただきたい」との陳情書がありました。その後、多少の文言の変遷はありますが、約5年間にわたって同様の趣旨で活動が行われました。しかし国会答弁等で「製作管理および製作技工は一連の行為であるため、診療報酬において一体的に評価することが適切である」旨が示され、制度上、私たちの議決の実現は難しくなりました。

私が会長になってからも日本歯科医師会と二度にわたり、製作技工に関する考え方について双方の実務者で意見交換をしてきました。そして、それを踏まえて、日本歯科医師会、有識者（日本歯科医師会推薦者）、日本歯科技工士会、日本歯科技工士連盟、歯科技工士に関する制度推進議員連盟、厚生労働省の担当者が一堂に会し、「歯科技工士7対3勉強会」と称して一連の課題について話し合いました。私たちはこれまでの経過と改善に向けた主張を展開しましたが、日本歯科医師会からは平成4年4月22日に当時の日本歯科医師会・中原会長、日本歯科技工士会・佐野会長の連名で自由民主党政務調査会社会部会歯科問題小委員会・戸井田三郎委員長宛の文書に書かれた内容に変わりがないことが示されました。

つまり、昭和63年5月30日付の厚生省告示(当時)歯科診療報酬点数表「第11部 歯冠修復及び欠損補綴」の通則における「合意の精神」に沿い、円滑な実施のために今後も会員指導をしていくということです。文章に書くことのようなことですが、もちろん、様々な渉外活動があつてここに至っていることは言うまでもありません。

主張していることは、歯科技工士の経済課題解決の一つの理想型として誰もが抱く想いかも知れません。しかし、そのためには、社会制度、財源、法令改正等の大きな課題があります。特に、社会制度では被保険者に直接会うことのない歯科技工士（歯科技工所）を保険診療の仕組みの中にどのように位置づけるのか、また、法改正では健康保険法、医療法、療養担当規則等の改正は不可欠です。

歯科診療報酬点数表第12部歯冠修復及び欠損補綴の通則の5の所定点数は、国会答弁でも明らかにされて

いるとおり、補てつ物等の製作技工の委託料金等の調査結果を踏まえ、中医協の議論を経て決定していることから、委託料金が製作技工に要する費用より低ければ所定点数は上がらない仕組みを歯科医師と歯科技工士が理解しなければなりません。そして、製作技工に要する費用の定義を明確にして、社会保険歯科診療報酬点数早見表等に主な製作技術点数を別掲し、その7割が製作技工に要する費用であることを理解してもらい、委託料金の適正化による歯科診療報酬全体の底上げにつなげれば歯科医師にとっても歯科技工士にとっても、双方に利のある良好な関係を目指すシステムになると思っています。

平成30年には製作技工に要する費用とは別に特定保険医療材料料が請求できる疑義照会も行っています。まずは、これらの既成事実を積み上げて制度化することこそが、私たちにとって最も現実的な道だと思っています。【杉岡会長】

《要望》歯科技工物の制作業務における委託・受託についてお尋ねします。本連盟は会員の要望に応えるために「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」の申請に取り組んできました。その交渉過程で、県行政から「申請するには取引先歯科診療所との業務委託契約書の締結が必要」との指導を受け、日技に『業務委託契約書（ひな型）』の提供をお願いしましたところ、見事な契約書のひな型がメール送信されてきました。

日技が歯科技工の委託・受託の法令整備を掲げられてから久しくなりますが、行政からは「業務委託契約書も結んでいないのか」と揶揄され、ハローワークからは「ブラック業界・ブラック企業」との烙印を押されないためにも業務委託契約書の普及啓発に努め、一刻も早い法制化の実現を図っていただきたいと考えますが如何でしょうか。【宮崎：宮永評議員】

《回答》この「業務委託契約書（ひな型）」は、平成29年・30年度の厚生労働科学研究「歯科技工業の多様な業務モデルに関する研究（研究代表者：赤川安正）」で示されたものを日技版に編集したものです。この研究では他に、「就業規則」、「労働契約書」等の締結についても提案しており、雇用者がいる歯科技工所におけるこれらの整備についても併せて取り組むべきと考えています。

また、現在、この厚生労働科学研究結果等も踏まえ、新たな国の事業である「歯科技工所業務形態改善等調査検証事業」を公益社団法人日技が受託して、業務改善等に取り組むモデル歯科技工所の好事例を公表する事業にも積極的に取り組んでいます。【杉岡会長】

《質問》次期参議院比例代表選出議員選挙についてお伺いします。日技連盟は衆・参議員候補予定者推薦基準として、これまで日技ならびに日技連盟の目標達成に功績のあった者、歯科技工(士)に見識を有し、その環境改善に尽力することを明言し、実行が期待される者、厚生労働・文部委員会等に属し、当該行政に関係の深い者を候補予定者とするとしています。

業界紙の報道によると、日歯連盟の選考委員会は次期参院選（比例）の組織内候補者として歯科医師でない山田宏氏の選定を答申し、来る10月30日開催の臨時評議員会で決定すれば正式に組織代表候補者になるとのことです。もし、日歯連盟から同候補の推薦要請があった場合は、前述の日技連盟推薦基準を適応し、それを確認するための同意書等を結ばれるのかをお尋ねします。

歯科医療界のためには、日歯・日技・日衛が三位一体となり、日歯連盟の擁立する組織内候補者の当選を期すことが最上の策であることは重々承知しております。しかしながら、これまでの選挙で幾ら頑張っても、念願の経済問題（歯科技工料金）等の課題が何一つ解決していない現状に焦燥感を抱いて会員に、一丸となって目標達成に向かわせることは至難のことです。

本連盟会員に説得力ある話ができるように、日歯連盟ならびに推薦候補予定者と虚心坦懐に話し合われ、課題の懸案事項解決に協力していただくことを確認されたうえで、推薦されることをお願いしたいと存じます。【宮崎：宮永評議員】

《回答》ご質問の次期参議院議員通常選挙（2022年7月予定）への対応について、日技連盟は宮永評議員と同じく最も重要なことと認識しております

その対応は、過去の経緯や全体状況を総合的に鑑みる必要から、時機を見て遍く地方組織連盟の有識者と日技連盟の執行部で構成する「第26回参議院議員通常選挙比例代表推薦候補者の選考委員会（仮称）」を立ち上げて、課題について鋭意検討し、その結果を日技連盟の総務会・評議員会の機関決定を踏まえて対応することと考えております。【大西理事長】

《質問》日本歯科技工士連盟は常に原点を確認しながら…とありますが、原点になっているのは何か？【茨城：倉持評議員】

《回答》「原点」とは、その前段にある日技連盟の設立目的を指します。つまり、歯科技工士の社会的、経済的地位の向上及び歯科保健医療の発展を図るための政治活動であることをいつも考えて活動しようということを表現したものです。【杉岡会長】

《質問》「製作技工に要する費用が担当者に正当に届くシステムの確立」とはどのようなシステムなのかお伺いします。

我々歯科技工士は、昭和63年7：3の大臣告示以来33年間委託、受託の整備を要請して来ましたが実現できていません。これは歯科医療費の中に技工料を求めてきたからではないでしょうか。昨今の歯科医療予算を見ると医療全体の7%前後にまで低下していて、このままでは歯科技工業が社会の変化に対応できるとは思えません。

そこで、この構図を変えてみる必要があるのではないでしょうか。歯科医療費の中から技工料を求めめるのではなく、歯科医療費の拡充に向けた方向に方針転換が必要ではないでしょうか（歯科技工指示書、診療室での立会い、訪問診療への帯同、等々）。歯科全体の総額を増やすことが、解決の一助になるのではないでしょうか。そのためには、関係団体である日本歯科医師会と十分に協議し、歯科保健医療の充実と、発展の為に寄与できるものと思います。会員減少に歯止めがかからない状況下において、組織拡充の求心力になるものと思われませんが如何でしょうか。【鳥取：小屋本評議員】

《回答》①歯科医療費の全体の拡充を求めべきについて

これまでも示して来たとおり「歯科技工士の明るい未来に向けた提言」の冒頭で歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士そして歯科関連企業の多くが公的医療保険制度の中で対価を得ていることから協力して歯科の医療費の適正な評価を求めるとを既に表明しており、折に触れて適切な活動をしています。

②歯科技工士に関係する新たな行為を歯科医療保険制度に新設することについて

2018・2019年にわたる厚生労働省の「歯科技工士の養成・確保に関する検討会」で歯科技工の業務等について議論され、チェアサイドでの業務、訪問歯科診療及び介護の現場における歯科技工の業務のあり方について検討する必要があることが示されています。

それを踏まえて現在、厚生労働省特別研究で「歯科技工士の業務内容の見直しに向けた調査研究」が実施されており、日技会員約6千名にアンケート調査を行い具体的な研究を行っています。その結果を踏まえて、今後必要な歯科技工士教育や顔の見える歯科技工士を目指し、歯科保健医療に関わる歯科専門職としての魅力の醸成に繋げなければなりません。【大西理事長】